

# 厚木市立児童館の利用基準及び注意事項

## 1 利用基準

### (1) 利用対象者

施設を利用することができるのは18歳未満（※）の方です。

ただし、未就学児の利用に当たっては、保護者の付き添いが必要です。

※児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条に規定する児童

### (2) 目的外利用対象者

開館時間以外は、次の者の目的外利用が可能です。

ア 青少年健全育成団体

イ 公共的団体

ウ 趣味サークル

## 2 利用申込みの方法

事前の利用申込みは不要です。

受付の名簿に利用者の氏名を記入してください。

## 3 利用の約束

児童館の利用にあたり、児童館のやくそくは次のとおりです。

(1) 元気にあいさつをしましょう

(2) 受付で、名前を書きましょう

(3) 靴は、決められたところに入れましょう

(4) 遊具は大切に使い、使ったあとは必ず片付けましょう

(5) 自転車は、決められた場所に置きましょう

(6) 児童館では飲食はできません（水筒を持参しての水分補給は可）

(7) お菓子、お金、大切なものなどは、持ってこないようにしましょう

## 4 目的外利用について

### (1) 利用可能時間

区分	開館時間
月曜から金曜日 (休館日及び小中学校の長期休業期間を除く)	午前9時から正午まで 午後5時から午後10時まで
土曜日、日曜日、祝日及び小中学校の長期休業期間 (休館日を除く)	午前9時から午前10時まで 午後5時から午後10時まで

※ただし、おひさまタイムの実施日・時間は利用できません。

(2) 利用申込みの方法

利用しようとする日の属する月の2か月前の1日から利用日当日までに、申込書により申し込んでください。

(3) 利用の制限

児童館施設を目的外（閉館中の利用）で利用する場合、次のいずれかに該当する場合は、利用の承認はできません。

ア 営利を目的とする事業を行うとき

イ 政治活動を行うとき

ウ 宗教活動を行うとき

エ 児童館における秩序を乱し、又は公益を害するとき

オ その他、児童館の管理上支障があるとき

## 5 開館時間

(1) 通常開館

区分	開館時間
月曜から金曜日 (休館日及び小中学校の長期休業期間を除く)	午後1時から午後5時まで
土曜日、日曜日、祝日及び小中学校の長期休業期間 (休館日を除く)	午前10時から午後5時まで

(2) おひさまタイム

未就学児とその保護者を対象に、閉館中の児童館を開放します。

ア 実施日・時間

区分	実施時間
平日（児童館の休館日及び学校長期休業期間中を除く）	午前10時から正午まで

※実施日は、児童館により異なります。市ホームページを参照してください。

## 6 休館日

12月29日から1月3日まで

※その他、大雨警報の発令や施設修繕等で臨時休館する場合があります。

## 7 施設の利用に関する問い合わせ先

厚木市健康こどもみらい部青少年課

電話 046-225-2581